

はりぬ仕事である。

而してか、右方面の任務亦或程度に完成した時、國際健康階級運動の有力な組織上に於ける一部隊として日本のプロレタリアは國際的團結に参加し得るであらう。

一月七日

日本労働組合評議會  
中央常任委員会

●健康保険に關する対策指令(其の二)●

健康保険の対策に關する指令は、前に提示した水、最近に於ける該運動の進展に伴ひ、茲に対策を指示します。

(1) 本運動の指導は統一運動同盟を主体とすること。

(2) 各地方評議會、又は各組合は統一運動同盟内に健康保険問題対策の指導機關を特に設置せしむること。

及請願運動地方協議會内への積極的運動によつて、政治的暴露、周年意識の喚起の具體的方法の確立とその実行。

(3) 本問題に關する地方的な闘争の計画並びに闘争の指導。

(4) 被保険者工場同盟を工場委員会に、地域、又は地方被保険者同盟を工場代表者會議に轉化し、永續的機關たらしむること。

(5) 本問題による右翼、中河本組合への共同敵愾の攻撃、並びにそれらに供し闘争。

(6) 各地方評議會、及各組合にて健康保険対策委員を生かす限り専任を以つて設置し、統一同盟への積極的運動、並びに内部の運動の指導機關をなすこと。